

平成20年12月16日（火）

企業会計審議会

第14回企画調整部会会議録

於 共用第1特別会議室
(中央合同庁舎第7号館13階)

金融庁総務企画局企業開示課

午後 2時00分 開会

○安藤部会長 定刻になりましたので、これより第14回企画調整部会を開催いたします。

皆様にはご多忙のところご参集頂きまして、誠にありがとうございます。

なお、本日の部会も企業会計審議会の議事規則にのっとり、公開することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ご異議ないということで、そのように取り扱わせて頂きます。

当企画調整部会は、企業会計基準のコンバージェンスを初めとして、会計をめぐる国際的な動向には大きな動きがありますことから、国際的な動向を踏まえ、我が国企業会計のあり方について具体的な検討を行って頂きたいということで、前回、これは10月23日でしたが、それに続き部会を開催させて頂くこととなります。

それでは、議事に入らせて頂きます。

国際会計基準につきましては、前回の部会では、我が国企業に対して国際会計基準の使用を認めるかどうかなどについて自由に意見交換を行って頂きました。本日は、頂きましたご意見を事務局で整理して頂きましたので、これを説明して頂き、それも参考にして頂きましてご審議をお願いしたいと思います。

なお、前回の部会以降も会計基準をめぐる国際的動向には大きな動きがございましたので、あわせてご紹介頂ければと思います。

○三井企業開示課長 それでは、若干大部な資料で恐縮でございますが、資料の1と2を使って説明させて頂きたいと存じます。

資料1は「国際会計基準（IFRS）についての論点メモ」、そして資料2はいきなり「コンバージェンスと同等性評価」というポンチ絵があるものでございます。

まず、資料1でございますが、項目、内容、備考と3つの欄がございまして、項目は大きくⅠ、Ⅱ、Ⅲと分かれております。最初のⅠというところは、これまでのコンバージェンスやその後をにらんだ動きなど現在に至るまでの事実関係、歴史的な事実の整理でございますが、本日新たな事実関係として報告すべき点がございまして、資料2の1ページ目はこれまでの取り組みでございますが、1ページ飛ばして、3ページをご覧頂きたいと存じます。先週の金曜日の日本時間ですと夜でございますが、12月12日に欧州委員会が海外の会計基準の国際会計基準との同等性の評価について最終的な結論を出しております。日本と米国の会計基準については、「EUで採用されている国際会計基準と同等である」と決定しております。

他方、中国、カナダ、韓国、インド、これらの国は2011年に国際会計基準を導入すると決め

た国でございますが、そのため、それまでの間の状況の見直し、レビューを行うという条件のもとに、それまでの間、EUの資本市場での利用を可能とする、同等とすると、このような条件付きの同等性評価をしております。オリジナルテキストを4ページ、5ページにつけさせて頂いております。

なお、この後EUの規則というものが正式に公表されることとなります。現状ECからEU議会に提出されております規則案、そして議会が決議した規則案というものが既に存在しておりますので、それと同じものなのかどうか、若干修正があるのかは現時点ではまだ不明でございますが、少なくともこのような内容で最終決定されたということでございます。1ページ目は、コンバージェンスのこれまでの状況の説明でございました。

資料1の論点メモの2ページに進ませて頂きたいと存じます。

海外の資本市場規制当局の動向について、手短に整理させて頂いております。EUにおいて、このコンバージェンスのきっかけになりました域外国に対する同等性評価というものがあつたわけでございますが、2番の(1)の5行目から7行目あたりの「世界に広がりつつある」ということについての参考資料は、資料2の2ページでございます。

それから(2)は米国の状況でございますが、前日も7月のコミッションでの議論の状況を簡単に説明させて頂きました。その後、内容に大きな変更はございませんが、正式にアメリカからロードマップ案が出ており、資料2の6ページからその資料をつけさせて頂いております。前回に説明させて頂いた内容と大きな変化はございませんが、1つ違いますのは、上下段2つに分かれている上段、早期適用についての白丸2つの2つ目でございますが、IFRS選択適用の条件として、A案、B案の2つが夏の時点では並記されておりましたが、正式なロードマップ案ではB案を提案しているようでございます。

論点メモの方に戻りまして、3番、これはこれまでの審議経過でございます。非公式の意見交換会も行っているということが一言ついておりますが、基本的には10月にこの企画調整部会が開催され、議論が開始されておまして、前回の意見のイントロのようなことを書かせて頂いております。具体的な中身につきましては、次の項目以降で紹介させて頂いております。

「Ⅱ. 今後の対応」、ここはどちらかという総論的なことが書かれております。(1)では、会計基準は投資判断のための物差しであり、資本市場の重要なインフラであるということが書かれております。

それから(2)でございますが、会計基準は基準のみならず、作成者、監査人、投資家、当局において実務的な対応が必要であるということで、会計基準の問題は、そういう実務的な対

応能力なり対応態勢と一緒に考えていく必要があるということでございます。

(3)でございますが、これが議論のきっかけとなるところでございます。前回は委員の方々から国際会計基準の容認ないし採用に向けたご提言を頂いております。こうした世界の流れの中で、これが一つの問題提起としてこの議論の出発点になっているということを書かせて頂いております。

そして、「2. 検討すべき課題」でございますが、これはこれまでの意見交換会ないし企画調整部会に出てきているものを総論的に共通項目として整理したものでございます。具体的な各論については、Ⅲ以降で詳細に整理しておりますので、ここでは総論ということで手短かに説明させていただきます。

「(1) 国際会計基準について」でございますが、国際会計基準を採用ないし容認することになりますと、その採用なり容認の対象となる国際会計基準をどう把握するかという問題があるかと思えます。右の注にありますように、直近の状況として、財務諸表の表示ないし収益認識の見直しのプロジェクトの状況について、私どもの把握している限りの簡単な事実関係を記載させて頂いております。国際会計基準を巡る議論については、今まで申し上げました総論のところと若干繰り返しのところがございますが、一方に国際的な比較可能性の向上、片やローカルな会計実務慣行あるいは経営実態をより忠実に反映させる必要という2つの面からの議論があるかと思えます。国際的な比較可能性を強調すれば、できるだけ国際的に単一の会計基準ということになりますし、実務がローカルにそれぞれ存在することになると、それを踏まえたものであると、こういう2つの面がありまして、その関係をとらえるに当たって、夏以来、連結先行という考え方についても議論しております。連結先行の考え方は、前回紹介させて頂いた資料のものに加えまして、若干説明を追加しております。右の注に「「連結先行」の考え方」というものがございますが、資料2の方ですと、10ページをご覧頂きたいと存じます。

前回の部会にこの資料をお配りして説明させて頂いておりますが、仮にコンバージェンスを進めていく段階において、あるいは国際会計基準を採用していく段階において、連結の方に国際的な比較可能性を重視し、国内固有の商慣行、会計実務については、単体の方がそれに寄り添うというような一つのアイデア、考え方を掲げております。

資料1、論点メモの6ページの真ん中の段には、欧州の状況なども注書きで書かせて頂いております。ドイツ、フランスでは、単体は自国基準に基づく財務諸表を作らなければならない。それから、イギリスでは、単体について自国基準と国際会計基準の選択が認められるというこ

とでございます。

それから、最後のパラグラフは言わずもがなでございますが、国際会計基準に対する我が国としてのインプットを重視しているということを記載しています。

7ページに進ませて頂きます。

「(2) 国際会計基準設定のプロセスやガバナンス体制」ということでございますが、我が国の会計実務界からの貢献・インプットの強化、あるいはその基準設定のデュープロセス、ガバナンス、フィードバックの強化といったことを書いております。この点についても、前回たくさんの意見が出されたと理解しております。

8ページ、「(3) 国際会計基準に対する実務の対応、教育・訓練」でございますが、投資家においても幅広いチャネルでの準備が必要である。それから、作成者についても、当然のことながら国際会計基準に習熟する必要があるわけでございます。ここでは、これまでの議論を踏まえまして、新しいことを1つ書いております。会計基準は、それぞれの国で確立した会計の慣行でございますので、そういったものを前提に会計基準はできています。したがって、コンバージェンスの世界、そしてさらに、国際会計基準を採用していくというプロセスになりますと、その改定の考え方、そしてそれに影響を与えております国際的な会計基準の哲学・思想、こういったものへの理解、そしてそれを実際の実務に適用する場合の適用の考え方や理解、あるいは相互のコミュニケーションというものが非常に重要になるのではないかと。そうしますと、基準設定プロセスへの貢献・参加、あるいは基準設定時の考え方、議論の経緯の十分な理解、そしてそれを企業としてどう消化し、そしてそれが財務諸表にどのようにアプリケーションつまり適用されていくのかということ、企業なりに、さまざまな企業の実態に合わせてお考え頂き、そしてそれを会社としての考え方、アカウンティングポリシーとか、アカウンティング・マニュアルという形で取り組んでおられる会社と、そうでない会社とを比べますと、当然のことながら、会計のクオリティ、財務報告の品質が変わってくるのではないかと。そうしますと、そういう取り組みをしているという会社は、そういうすぐれた取り組みをしているということ、例えば、有価証券報告書に開示するということは、投資家の投資判断のために寄与するのではないかと、プラスになるのではないかと。このようなことから、そういう取り組みそのものを義務づけるということではございませんが、取り組みをしている会社はそれを開示することができるようにするということは、国際会計基準へのさらなるコンバージェンスのみならず、その国際会計基準の採用に当たって、一つの有力なツールになるのではないかとというふうの一つ書き加えております。これが8ページの終わりから9ページにかけての記載でございます。

それから、監査人におきましても、体制の整備であるとか、この手法・技能の修得、あるいは実務指針の見直しなどについての論点を掲げさせて頂いております。

10ページでございますが、当局につきましても、教育、訓練、指針の見直し、あるいは実態把握などの取組みが当然のことながら必要になりますし、それから、公認会計士試験についてどうするかという問題もあろうかと思えます。これらにつきましても、これまで意見がたくさん出されております。

11ページに進ませて頂きまして、「(4) 人材を含むインフラ強化」でございますが、これについてもたくさんのご意見が出されていると思えます。国際会計の世界における我が国の国際的なプレゼンスというものを強化して意見発信能力を強める、そして国際会計基準の策定プロセスに我が国としてインプットをしていくということから、当然人材あるいは資金を含むインフラの基盤強化が必要になってくるということでございまして、右の方に書いておりますが、国際会計基準委員会財団の資金拠出につきまして、財団のザルム議長は、L e v y (賦課金)方式をその究極的な目標として明言しておられます。米国は現在、寄附金方式でございますが、国内のF A S Bへの資金拠出はサーベンス・オクスレー法に基づきまして、Accounting Support Feeという、いわばかなり負担ベースの広いL e v yが導入されております。英国もL e v yであります。独、仏、我が国は寄附金方式でございますが、この点につきまして、日本の戦略的な対応という観点から、例えばでございますが、上場企業等が財務会計基準機構の会員となることを何らかの形で担保して、その会費の中からこのI A S C Fの資金拠出を賄っていくといった議論がございます。会計の専門家、実務家の中で、こういった考え方が議論されていると聞いておりまして、この日本の国際会計基準におけるプレゼンスなり、インプット能力の向上ということから、検討のテーマになるのではないかとということでここに掲載させて頂いております。

以上が総論でございまして、これまで出た議論の共通項目をごく簡単に整理したものでございます。ここからが本論でございまして、各論、具体的な取組みということでございます。12ページ以下でございます。

まず、1つ目でございますが、国際会計基準の採用の是非でございます。コストベネフィットということでありまして、13ページに「これまで出された主な意見」として、一言で言いますと、国際的な比較可能性や分析容易性からの投資家にとってのメリット、そして企業にとってのメリット、それから市場競争力という面での市場からのメリットといったものが書かれております。

それから、採用する場合に、任意適用なのか、強制適用なのかということで、まずは任意適用すべきであるというご意見を最初の4つぐらいの点で書いております。片や、次のページの4つぐらいの点では、そうは言ってもということで、究極的には強制適用ということを示す必要があるのではないかというご意見があったこと、これは両論を並べております。

それから、真ん中の「仮に、容認（任意適用）するとした場合に、留意すべき事項としてどのようなことを考える必要があるか」という点でございますが、先ほどの米国のロードマップ案のところ、資料2の6ページをもう一度お聞き頂きたいと存じます。アメリカの場合は、比較可能性ということと企業の選択ということで、少し興味深い案を提示しております。6ページの上半分の1つ目の丸でございますが、注のところに、「各産業の時価総額上位20社（外国企業を含む）の大半がIFRSを使用している産業において、当該20社に入る米国企業」というものがございます。これを少し細かく分析したものが資料2の9ページでございます。資料1の方でも、右の備考欄にエッセンスを抜粋しておりますが、まず資料2の9ページで言いますと、今申し上げた話は6行目でございます。「世界で上位20社以内であり、かつ、当該20社において、IFRSが他のどの会計基準よりも多く利用されていること」ということで、2つであれば単純ですが、3つ、4つの会計基準がこの20位以内に入りますと、IFRSが他の会計基準よりも多く利用されていること、こういう要件がまずあるということでございます。

それから、2つ目の黒丸ですが、あらかじめSECのスタッフに関係書類を提出しSECの承認を得るという手続になっており、過去3年以内にこの承認を得ていればIFRSの選択適用はできるということになっております。

そして、3つ目の黒丸ですが、米国会計基準に基づく並行開示を要求しております。監査済みである必要はないのですが、フルの並行開示を要求しているということでございます。

先ほどの上位20社を判定する際の産業分類の問題ですが、5つ例示しております。ただし、この5つが唯一無二の公的な分類というわけではなく、この5つの分類を例示しまして、こういった産業分類に自分の会社が当てはまるのかどうかを判定することになります。具体的な適用については、それぞれの産業分類は微妙に違いますし、複数の事業を行っている会社の当てはめについては、少し悩ましい問題があるかもしれません。資料1、論点メモの14ページで言いますと、白丸の2つ目からこの点について4つぐらい書いてございます。今申しましたように、指標の選択、それからどの業種分類に入るのかということはずいぶんあり得ると思います。

それから、もう一つは、時価総額上位20社ですので、為替と株価によってこの順位は入れ替

わかります。もちろん3年間に1回でもクリアすればいいということで、必ずしもリジッドではないということでございます。したがって、国際会計基準を使っている企業とそれからアメリカの基準とか、それ以外の日本基準とか、さまざまな基準がその上位20社に入っている場合に、IFRSがどの他の基準よりも多いということクリアするということですので、逆にIFRSを採用している欧州等の国以外、例えば日本とか、アメリカの企業が上位を占めると、その業種全体として任意適用を選択できる対象から外れるということになります。

それから、もう一つは、手を挙げたいという企業、その企業自身がこの20位以内に入っていないと、また選択できるという対象から外れるということになります。そして自国の為替が、後者の例でいうと上がると、前者の例でいうと下がる、あるいは株価が上がると、任意適用の対象にならない可能性も高まると、こういうものでございます。

このアメリカのロードマップが1つの事例ということになりますが、そうした場合に、我が国としてどう考えるか。この考え方は、企業が選択できるという企業側のメリットと投資家の比較可能性という説明も加味するという意味で興味深いわけですが、日本でまず任意適用する企業について、一定の条件あるいはこういう範囲、基準というものを設けるのかどうかということがございます。

例えばということですが、論点メモの15ページには、参考として考えられ得る条件の例を幾つか、これは事務局の方で思いつくままに列挙させて頂きましたので、ぜひ本日ご議論頂きたいと思います。

まずは国際会計基準を使う、あるいは現に使っているという企業ということでいいかと、EUに上場している、あるいは既に米国で上場している企業であれば、今後米国が国際会計基準にスイッチしていくということが考えられますので、この財務諸表は日本で開示が認められるということがあるかどうか。それから、②の親会社が国際会計基準で開示。③は子会社が国際会計基準で開示している場合で、その子会社がたくさんあるとか、ウェートが大きいとか、こういったケースがまず頭に浮かぼうかと思えます。

それから、投資家の比較可能性という観点でいうと、外国人投資家のウェートが高いとか、投資家から見て国際会計基準との比較可能性が高い方がより望ましい企業群、このような視点があるかと思えます。

もう一つ、これはまた違う切り口がないかということで、例えばということですが、発行登録制度のように、簡易などといいますか、迅速な開示ができる、そういう規制の枠組みがございまして、この場合に周知性の要件という、財務諸表、有価証券報告書以外にプラスアルファの

情報が流通市場から取れるということから、幾つか、時価総額とか、売買高に着目した基準を作っている例がございます。これは規制の簡素化なり、段差をつける場合の基準として、こういった指標が使われている例があるということでございます。そもそもそういう基準と国際会計基準を任意選択できるという企業群とが関連するのかどうか、根拠があるのかどうかということは、もちろん議論になり得ると思いますが、一つそういう例があるということです。これらにこだわらず、もし任意適用を認める対象企業群の基準というものを考える必要があるとなった場合に、どのような基準が適当なのかというご意見を賜ればありがたいと思います。

先に進みまして、15ページの下段ですが、アメリカでは比較可能性の観点から並行開示を義務づけております。義務づけるというのは、投資家の立場なり、アメリカでこのロードマップを示すに至る議論の中で、強く投資家からの比較可能性という議論があったからだと伝え聞いております。日本で任意適用するときにはその点についてどう考えるかという論点でございます。

それから、次の16ページの「適用する「国際会計基準」について」でございますが、例えばアメリカですと、ピュアIFRS、IASBが公表している、IASCFから公表されている、IASBが作ったとか様々な言い方がされますが、そういうオリジナルの国際会計基準。ヨーロッパですと、EUのエンドース手続を経たEU版の国際会計基準ということになりますが、日本ではどういうものにするのか。それから、言語も英語のオリジナル版にするのか、日本語の翻訳版を正規のものとするのかという論点があるかと思えます。

また、「任意適用の時期について」は、アメリカですと2010年からでございますし、コンバージェンスを一つのポイントとしますと2011年以降ということもあり得ますが、それぞれメリット、デメリットがあるかと思えます。

それから、「個別財務諸表への適用について」は、国際的な比較可能性の観点から、連結財務諸表を念頭に置いておられる提言が出されていたと思えます。これまでの企画調整部会でもそのような議論が多かったかと思えますが、論点としては、例えば②とか、③とかというものがありますので、提示させて頂いております。

それから、18ページ、「任意適用の前提条件について」ということで、これは先ほど申しましたように、国際会計基準の問題、それからデュープロセス、ガバナンスの問題、作成者、監査人、当局、投資家の教育訓練なり、分析能力といった問題等々、あるいはインフラ強化と、こういったものは共通の問題として掲げておりますので、ここでは任意適用に限った話として、その他のものについて掲げております。

①でございますが、昨今、グローバルな金融危機の状況を踏まえて、例えば金融安定化フォーラム、G7あるいはG20の首脳会合などで、会計基準についても議論がございます。こういった昨今の状況について、どう分析・評価し、それを取り入れていくかということでございます。

この昨今の国際的な動きにつきましては、資料2の18ページからかなりのページ数を割いてつけております。詳細に説明している時間はございませんので、ポイントだけかいつまんで説明させていただきますと、昨年7月以来、サブプライム問題が顕在化しまして、そして今年4月、金融安定化フォーラムでは、会計について、特に市場が活発でない状況における金融商品の測定の問題、それからオフバランスシートの事業体の問題について、国際会計基準審議会への検討を要請しております。G7、そして10月の金融安定化フォーラムでもさらに迅速な対応を再度要請しております。一方、IASBの方からは検討状況、作業状況について、この点線の枠内の内容の対応が公表されております。さらに、11月のG20首脳会合では、ご案内のとおり、その行動計画において複雑な金融商品の問題、オフバランス事業体の問題、それから国際会計基準設定主体のガバナンス問題等につきまして、短期項目として来年3月末までに対応すること、中期的なものとして、単一の国際的なハイクオリティなアカウンティング・スタンダードを目指すことなどが具体的に書かれ、声明として出されております。

次のページからその詳細について、麻生総理の提案等も含めて資料をつけております。

少し飛ばしまして、28ページでございますが、並行的に10月、11月には証券監督者国際機構（IOSCO）におきましても、会計基準も含めて幾つかの声明やレターを出しております。G20サミットに向けては、29ページ以下にありますような声明やレターを出しております。会計については、市場や財務内容の透明性であるとか、基準設定における独立性とか、高品質な会計基準とか、こういったものについてかなりのコメントをしております。34ページには、「会計基準とガバナンスに関するIOSCOのステートメント」というものを掲げております。

それから、もう少し先にいきまして、39ページでございます。これも会計基準の開発と執行に関するステートメントということで、少し前でございますが、10月21日にIOSCOから出された声明でございます。ここでは、3つ目のパラグラフの下から2、3行目でございますが、日本の会計基準を設定したASBJにも言及されております。

それから、IASBがその主体となって世界三極市場で行われた円卓会議、ラウンドテーブルについて、ごく簡単に40ページと41ページに概要をつけております。

こういった一連の金融危機をめぐるさまざまな国際的な動き、主にこの資料では当局の動き

について資料をつけさせて頂きましたが、もちろん会計実務家、ビジネスの世界でもいろいろな動きがあったかと思えます。こういった状況を踏まえて、現在の認識としてどう考えるかという点がもう一つあるかと思えます。

資料1の論点メモの18ページに戻りますが、②のモニタリンググループの早期設置の実現であるとか、資金調達あるいはSAC（基準勧告委員会）の機能向上といった論点、それから③の会計実務担当者の、あるいは企業、監査人、投資家、当局の習熟状況、あるいは監査法人の体制、あるいはヨーロッパでありましたような実際の国際会計基準の適用状況に、あるいはそのための解釈についての当局と会計実務家との情報の交換なり、情報のストックといった、そういう論点も掲げさせて頂いております。

次に進ませて頂きまして、19ページの3. 番でございますが、今度は強制適用の是非なり、そのマイルストーンの問題でございます。これまでの総論のところとそれから任意適用についての各論のところとかなり重複しておりますので、ここは少し省略しながら説明したいと思います。

強制適用の時期につきまして、アメリカでは、先ほどの資料2の6ページにありますように、2011年の時点で幾つか提示されたマイルストーンを判断の上、2014年から2016年に段階的に、全面的に米国基準から国際会計基準にスイッチするというテーブルを示しております。あらかじめテーブルを示した上で、最終決断は2011年に行う。こういう姿のディシジョンメイキングのタイムテーブルを示しております。

その中身を8ページでポンチ絵風に掲げております。実際の強制適用に当たってのマイルストーンというのは左の四角に囲っております。そして、2011年というのが決断時点でございます。現時点で2014年から2016年にかけての強制適用のスケジュールを示しております。その際に関示される財務諸表というものは右下の四角ということになります。それから、アメリカがこれを公表する際に、コックス委員長は2011年に決定してから3年間丸々準備の時間が必要だということで、期間を空けているということを言っておりました。資料1の論点メモに戻りまして、20ページの(1)の②ですが、この企画調整部会でのプレゼンテーションでも準備には3年以上かかるというご意見があったかと思えます。

それから③でございますが、アメリカのケースは3年かかって段階的に強制適用するということが示されております。これは仮の話ですが、国際会計基準を強制適用すると決断をする場合に何を念頭に置くかということで、大企業から順々にやっていくという絵を念頭においては是非を考えるのか、あるいは早期適用の選択を許した上で、ある年次に一斉に強制適用の期限が

来るという方式がいいのかということが論理的にはあり得るのかなと思います。

それから、21ページの「適用する企業の範囲について」ですが、仮に強制適用する場合の範囲は、上場会社であろう、そしてその連結財務諸表であろうというご意見が複数出されていたかと思えます。その場合、一つ悩ましい論点として、日本では、21ページの下(3)の③でございますが、個別だけで連結がない上場会社がございまして、これらの会社が国際会計基準ではないとすると投資家にとってはあまりよろしくないのではないかという議論があったかと思えます。この点については、上場会社である以上、こういう会社も国際会計基準である必要があるのではないかという議論があったというふうに記憶しておりますので、掲げております。

それから、(4)はコンバージェンスの推進の継続ということでございまして。

その次の23ページの(5)は強制適用の前提条件についてでございますが、これも前提条件、マイルストーンでございますので、最初の総論のところにあることと大きく重複いたします。基本的には共通するわけですが、強制適用の方がより影響度が大きいということになりますので、そういう絵を仮に示す場合には、それなりの、例えば国際会計基準の基準内容とか、ガバナンス改革であるとか、時点であるとか、あるいはそれまでのいろいろな検証をするといったものがより広く深く必要になるということではないかということで掲げさせて頂いております。

それから、24ページの4.番でございますが、こういうことから、これまでの非公式の意見交換会ないし公式の企画調整部会で重ねて多くの委員の方からロードマップの作成について提言を頂いております。その場合、どのようなロードマップを作成するのかについては、今3.番で掲げさせて頂いたいろいろな意見や資料がそのパーツになろうかと思っておりますので、その3.番の具体論について、本日ご意見を十分に出して頂いて、これを踏まえてどうするのかという議論をぜひ進めていければと考える次第でございます。

ちょっと駆け足になって大変恐縮でございましたが、私どもからの説明は以上でございます。
○安藤部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明にもありました時価会計との関連で、日本証券アナリスト協会では証券アナリストを対象としたアンケート調査を行っておられるとのことでございますので、日本証券アナリスト協会の企業会計研究会の委員でもられる引頭委員から、アンケート調査結果の概要等につきましてご紹介をお願いいたします。

○引頭委員 大和総研の引頭でございます。

それでは、今、会長からのご紹介がありました日本証券アナリスト協会が検定会員を対象として、11月下旬に行いました「金融危機と会計基準についてのアンケート」の結果についてご

報告させていただきます。

このアンケートは、12月3日に東京で開催されましたIASB及びFASBの円卓会議にて、日本のアナリストの意見に基づいた発言を日本証券アナリスト協会が行うことを目的として行ったアンケートでございます。日本証券アナリスト協会では、会員アナリストの意見を代弁することを活動の大きなミッションの一つとして考えている次第でございます。

お手元の方に資料3と書いてあるものがあるかと思えます。

まず、1ページ目は、そのアンケート結果のプレスリリースでございます。

1ページめくって頂きまして、その次が実際のアンケートの集計結果概要です。これが2ページ続きまして、またさらにめくって頂きますと、「金融危機に対する会計基準の対応」と書いているペーパーがございます。これが解説文書でございます。

アンケートを実施するに当たりまして、この最後の解説文書をアンケートに答える検定会員全員に読んでもらいまして、その後にアンケートに回答してもらうという方法を今回取りました。ただ、今回のアンケートの回答率は、残念ながら4.6%ということで、アナリスト協会のアンケート結果としてはかなり低い回答率でございました。これはアンケートの実施期間がわずか5日間という非常に短期間で行われたこと、それからすべての質問にコメント欄をつけていろいろ書いてもらおうとしたこと、それから、解説文書を事前に読む必要があったこと、こういうことが低い回答率の背景ではないかというふうに推察しております。

では、結果についてご説明させていただきます。集計結果のペーパーに戻って頂きまして、「集計結果」と書いてある紙をご覧ください。

まず、Q1でございますが、これは時価会計と会計基準との関係について質問したものでございます。こちらにありますように、半数以上の方が「会計基準は相場動向とは独立的であるべき」と回答しております。

次のQ2でございます。有価証券の保有区分の変更についての質問でございますが、こちらにつきましても、過半数の方が「支持できない」という回答でございました。

次に、Q3でございます。こちらは減損処理の緩和等についてでございますが、こちらも「支持できない」との回答が6割超ございました。

次に、ページをめくって頂きまして、Q4でございます。これはpro-cyclicalityについての質問でございます。これについては、会計基準そのものではなく、「規制当局が対応すべき」という答えが5割を超えております。

さらに、Q5の金融資産の時価会計についての質問でございます。選択肢が、ここにありま

すように6つあるわけですが、答えはご覧になっておわかりになりますように、いろいろ分かれました。ただ、ここから2つの結果が読みとれるかと思います。

まず、金融資産、負債も含めてですが、評価差益、差損に関しては、「資本直入すべき」と、つまり純利益の方を重視したいという考えかと思いますが、そのような回答が、足しますと53.3%と5割を超えております。もう一つ読み取れたことは、「金融負債の時価評価を支持する」という向きも49.4%ということで、半数近くになったということでございます。

こうしたアンケートの結果を総括いたしますと、会計基準の危機対応につきましては、大変批判的な意見が多数を占めたということです。ただ一方で、パーセンテージをご覧になりますとお分かりになりますように、一方で仕方がないというような理解を示す動きも一部ございまして、意見が拮抗しているという状況がうかがい知れたのかなと考えております。

先ほど申し上げましたように、今回のアンケートは非常に短期間で行われたものでございまして、特にQ5等につきましては、まだまだ深掘りが必要と考えております。アナリスト協会といたしましては、この点も含めまして、今後も調査を続けていく計画をしております。

以上でございます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

ただいまの引頭委員からのご説明につきまして、何かご質問等があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、国際会計基準についてご審議頂きたいと思えます。

自由討議の前に、まず事実関係などにつきまして、何かご質問等ございましたらお伺いしたいと思えます。どうぞ、ご質問のある方は挙手をお願いいたします、事実関係について。

それでは、事実関係についてのご質問がないということです。

それでは、時間をたっぷりおとりいたしますが、事務局から説明を頂きました論点メモは、全体がⅠからⅢの3つのセクションに分かれておりますが、相互に関連しておりますので、どこからでも結構でございます。ご自由にご発言頂ければと思えます。

島崎委員、どうぞ。

○島崎委員 先ほどご説明頂いた資料1についてですが、昨日、前倒しで送って頂いたので、よく読むことができました。また今日お話を聞いて、今まで議論した点が非常によく整理されていると思えます。私ども産業界の方からもいろいろとご意見を申し上げましたが、その点についてもきちっとこの中に盛り込まれているということをもまず申し上げておきたいのです。若干繰り返しになる場所もございしますが、私ども産業界で少し議論をしてきましたので、その点も踏

まえまして3つの点についてお話ししたいと思います。

1つは、IFRSの任意適用の時期の問題と、任意適用した場合に、先ほど三井さんからご説明がありましたが、アメリカでは並行開示を求めているわけですので、この点について意見を申し上げ、それから、IFRSの強制適用についてどう考えるかという点について申し上げたいと思います。

まず、IFRSの任意適用については、義務づけを決定する前に、日本基準との選択制ということで、任意適用を認めていくべきであり、できるだけ早い時期にそれを認めていくべきではないかと思います。現実的に企業が対応可能な2010年度ぐらいから認めていくというのが一つ考えられるのではないかと。2011年にコンバージェンスが終了するというところで、日本の基準とIFRSとの差異がほとんどなくなってくるということで、移行時の影響も少ないのではないかと思います。それから、アメリカが、アメリカの国内の企業に対するIFRSの義務づけについて判断するタイミングということから考えても、その辺のところの一つ考えられるのではないかと。

ただ、任意適用を希望する企業があれば、それは前倒しで認めていくということで、2010年ぐらいから容認ということはどうかと考えております。

それと、IFRSを任意適用した場合に、日本基準との並行開示を求めるということについては、これがどの程度のものかを考えるかということによって、例えばかなり詳細なものを求めるということであれば、なかなか企業としては任意適用するという方にはいかないのではないかと思います。このような意見が結構あったということです。現在、米国会計基準を適用している企業に対して、連結財務諸表規則で並行開示的な注記を求めておりますが、この程度の開示の内容であれば対応が可能かと思いますが、それ以上に詳細な並行開示を求めるということになると、実務的には大変なことになるということでもあります。この辺はもう少し具体的に詰めていく必要があると思います。

それから、強制適用につきましては、以前も申し上げましたが、IASBに対する日本の発言力を強め、日本の意見を今まで以上に発信していくという意味からも、強制適用を前提としたロードマップを考えていくということが必要なのではないのかなと思います。そのためには、先ほど来お話がありましたけれども、それに移行するための前提条件というものがあるわけで、それを確認してから次に進むという手順が必要だと思います。前提条件つきだけでも、どのぐらいのタイミングで任意適用から強制適用の方に進むのかという、できれば、何年ごろというところまで踏み込んだ、方向性を示していく必要があるのではないかと思います。

企業サイドといたしましても、任意適用から強制適用にいくタイミングと方向性がはっきりすれば、それに向けての準備とか作業も進められるけれども、いつ強制適用になるのか分からないままで、任意適用の議論だけをしているのでは、なかなか具体的な作業も進まないのではないのかなという意見が結構ありましたので、申し添えておきます。

以上でございます。

○安藤部会長 ほかにかがでしょうか。

増田委員、どうぞ。

○増田委員 今の島崎委員の意見に賛同したいと思います。任意適用の時期についてもできるだけ早い方がいいですし、具体的な情報をいろいろとっていくと、どういう点に問題があり課題があるのか明らかになります。そういう意味ではできるだけ早い方がいいというふうに思っております。

それから、並行開示については、監査の対象となるかどうかちょっと分かりませんが、できるだけ内容的にはシンプルな方が良いでしょうと思います。

強制適用の時期ですが、これもやはり教育だとか、いろいろな準備の期間をきちっととりたいわけですから、できるだけはっきりした形で目標を決めて頂かないと、対応ができないのだろうというふうに思います。

また、一般の社会の方にも理解をして頂くには時間が必要なわけですし、実は今回のここ数日のコンバージェンスの話も大分誤解があって、コンバージェンスが終わったからこれでもう関係ないんだという、一般の社会人が言うだけでなく、会計士の間でももう終わっているんじゃないかと言っている状況です。今は適用というのとコンバージェンスというのを誤解されている向きがあって、これは報道の問題もあると思うのです。今日も言われましたが、実はもう終わったんですねと、日本はもうコンバージェンス終わっちゃったということなので、EUでちゃんと同等性があると評価されていますね。これは誤解であって、日本基準が同等であるということであり、この辺がどうもコンバージェンスと今回のアドプションということが誤解されている向きが相当あるように聞いています。それほどこういう会計基準については社会の理解を得るのは非常に難しいわけですから、ぜひともその辺は行政の方で誤解されないような公表の仕方をして頂きたいと思います。

○安藤部会長 斉藤惇委員、どうぞ。

○斉藤（惇）委員 基本的にはもう島崎委員のおっしゃった流れと同じなのですが、アメリカも2011年とか、2014年というのを一つのマイルストーンに置いておりますから、その辺を頭に

入れて強制適用に向かって進むべきだというふうに思っております。

1点、先ほど三井さんの方から悩ましいという発言がありましたが、我々上場会社を取り扱う立場としては、連結優先ということですが、連結非作成会社もやはり同じルールで対象にしたいと思っております。そういう会社は、自分たちは海外で仕事をしていないとか、いろいろ発言はあると思いますが、今後変動があるかもしれませんが、今ご案内のように、日本の上場企業における外国人の株式所有比率は28%、29%に達し、最大の所有者であります。日本の金融機関よりも所有しているわけですし、売買市場においては平均65%ぐらい、外国人による取引が行われております。多い日には70%ぐらいが外国人投資家によって売買されているということが現実でありますので、やはり上場しているという以上は、国際的比較検討ができるということファシリティとして我々は提供すべきだというふうに思っております。その方がまた日本のためにもなると思っておりますので、二重手間になる、ローカルのものはどちらも必要かと思っておりますので、連結非作成会社にとってはちょっと余計なものが要ることになりますが、連結作成、連結非作成にかかわらず上場会社の会計基準は一律にしたいという考えを強く持っております。そして、アドプションをしっかりと決める期限を例えば2014年に置いたとしても、そのための準備期間を設けていくということにおいては、やむを得ないと思っておりますが、選択適用はできるだけ早くやめ、強制適用に極力急いでいった方が良いと思っております。もちろん強制適用後、過渡期といいますか、数年間、日本基準による財務諸表の並行的な開示というのは、ソフトランディングという意味で行っても良いと思っておりますが、現場の会計士の方々から見て、両方を監査することはとても無理なはずですから、日本基準による財務諸表の監査は行わないことで良いのではないかと考えております。日本基準の財務諸表はあくまでもそれは参考として出されるというような形で、徐々にIFRS一本でいくというような図を考えております。

○安藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

久保田委員、どうぞ。

○久保田委員 似たような意見の方が集約しやすいと思っておりますので、大体島崎さんと、あと今、皆さんおっしゃられた方々と方向は同じなのですが、幾つか重複する部分、それから追加的な部分について申し上げたいと思っております。

まず、任意適用のところでございますが、企業によってまだいろいろばらつきがありますので、なかなかこの時点で「いつ」ということは難しいのですが、一つの考え方としては、東京合意によって、2011年6月というのが一つのターゲットになっておりますので、原則2012年以

降というようなことが考えられるのかなど。ただ、いろいろ企業に伺いますと、もう少し早く準備を進めており、適用したい、採用したいというところもありますので、そういうところについてはそういったことを認めていくというようなことも考えられないのかなど思っているところでございます。

それから、並行開示のところについてもそうなのですが、企業のコストについては、内部統制報告書とか、四半期の導入のところで大分いろいろ議論しましたが、決めた後の実際になりますと、現実的には企業に対する負担というのは非常に増えておりますので、そういったコストがかからないようにぜひして頂きたいということでございます。

それから、強制適用の時期、これもなかなか難しいのですが、アメリカからあまり何年も遅れるというようなことはないようにしてもらいたいと思いますし、重要なのは留保条件というか、マイルストーンというのですか、それをきちっとしておくということだと思います。一つはIASBが進めている中長期プロジェクトの議論の方向性の確認、それからIASBのガバナンス、これは基準設定の際のデュープロセスの遵守も含みますし、それから企業側からすれば、市場関係者の声、特に作成者の声を反映したような基準設定等々、そういうこともマイルストーンの中に入れてもらいたいと思っております。

それから、コストにかかわりますが、個別財務諸表については大幅な簡素化をして頂きたい。

最後にIASCFへの資金拠出のところでございますが、これは本来、暫定的な形で、特に作成者については経団連が中心になってまとめるということでやっておりましたが、今はもうどうも暫定的ではなく、半永久的というようなことになってきております。そうしますと、今のような資金拠出のやり方ではもう限界がきております。先ほど三井課長の方から資料の説明がございましたが、何らかの一定の強制力を持つような資金調達の方法をぜひお願いしたいということでございます。

以上です。

○安藤部会長 永井委員、どうぞ。

○永井委員 1点確認させて頂きたいのですが、この国際会計基準の採用に関しましては、連結先行という考え方と連単分離という2つの考え方が前回の議論ではあったかと思えます。今回のお話を伺いますと、どうも連結先行のお話を皆さんがされているのではないかと思うのですが、最終的にはこれは強制適用するのであれば、企業にもいろいろありますので、国際的に活躍されている企業でしたら、むしろ強制適用されて、国際会計基準、個別までやった方がコスト的にも安くつくのではないかと思えますが、一方では、ほとんど国内を基盤にされている

企業もあると思いますので、そういう企業では、やはり選択の余地というのも残しておくという考え方も一つあるのではないかと思います。もし選択の余地を残すということがよくないというのであれば、それはどのような理由なのかなど、お伺いしたいと思ひまして、専門家ではないのでよくわからないのですが、例えば個別から連結にする場合に、不正が行われるおそれがあるとか、そういった理由があるのであれば教えて頂きたいというのがまず1点です。もう一つは、国際会計基準をそのまま英語版で採用するのか、完全版で採用するのかと、そういったこともさっき論点で挙げられていたかと思いますが、私は専門家ではないので、完全版かどうかということに関しては言及することはできませんが、やはり作成者の方も、私のような見る者からしても、やはり日本語の方がうれしいといひますか、ありがたいということを一言申し上げたいと思ひます。

以上です。

○安藤部会長 今のは半分ご質問がございましたが、どなたにお伺いしたらよいでしょうか。連単分離はたしか平松委員が前回言われておりましたので、よろしいでしょうか。

○平松委員 これに関連して、先ほど斉藤委員がおっしゃった上場会社で個別のみを作成している企業についてですが、これはIFRS、国際会計基準で良いと思ひます。今、永井委員が質問された主として非上場企業については私もやはり国内基準と国際基準を分けるのが良いと考えております。もちろん選択の余地を残すことは構わないと思ひのですが、税務上あるいは配当計算上、不利を受けたり負担にならないように分離すれば良いのではないかとと思ひます。そういう意見を前回は申し上げました。ですから、今の永井委員のご意見に私は賛成でございます。

○安藤部会長 斉藤惇委員、どうぞ。

○斉藤（惇）委員 今のとおりでありまして、平松先生と同じことなのですが、我々が申し上げているのは、上場企業について申し上げておりますので、非上場企業については選択といひますか、ローカルのものでも良いのではないかとと思ひます。

○安藤部会長 ということは、今までのご説明資料ですと、イギリスタイプですね。独、私は個別については自国基準ですから。

黒川委員、どうぞ。

○黒川委員 今までアドプシヨンの強制適用の意見が主流を占めているので、ここは民主的な国でございますので、違う意見もあつた方が良いのではないかとと思ひ発言します。まず大きな前提として、決定的な結論を出さないで先送りするということは、しばしば日本では優柔不断

であるとして、あまりいい評価を受けないのではないかとされており。しかし、会計基準設定について見ると、今から二十数年前、インフレーション会計導入の是非の問題のときに、会計学会はインフレーション会計導入が主流だったにもかかわらず、企業会計審議会は時期尚早として見送った経緯がありました。アメリカにおいては実験と称して注記による測定・開示を行ったのですが、実証研究の結果、あまり情報の有用性はなかったので取り下げたというようなことがありました。あのとき私は若かったため、日本の企業会計審議会の大先生方は優柔不断だと思ったのですが、結果を見ると、そんなことはなく、一つの見識ではなかったのではないかと思います。

それから、2番目に意思決定をするときに、最近、心理学の分野のいろいろな研究結果が出ておりますが、可視化されている、あるいは確実な情報については、判断をするときに過大に重視する傾向があり、また、まだよく分からない情報についてはリスクを無視するという、そのような傾向が人間にはあるそうです。

さてそこで、本日今まで議論をお聞きしておりますと、一つは準備に時間がかかるとか、あるいはアメリカはどうだ、あるいはヨーロッパはどうだという、現在ある情報について議論をされていて、まだよく分かっていない事柄については検討されていないように思います。一つ分からないことは、前回も申し上げたのですが、日本のASBJが一生懸命コンバージェンスを行っており、2011年からその後、ほぼコンバージェンスが進んでいるという段階になってなお、国際会計基準とそのときにコンバージェンスされている日本基準との違いがどこにあるのかということについて、その内容がまだ我々としてよく分からない。一つ想像するに、プリンシプルベースとルールベースの違いというのは、ここでも議論になっておりますが、その基準だけではなく、運用も含めてどういう違いが会計社会にもたらされるのか。例えば、監査の現場においてどのような違いが起こるのかということについて、我々はまだよく分かっておりません。それについて強制適用という議論の中で、これはこうなるだろうということ、だから強制でいいのだよとか、あるいはこういうデメリットがあるというようなことは聞かれない。だから、永井委員もどのように違いがあるのかということをお聞きになったのだろうと思います。

私自身、これは審議会で言うことではないかもしれませんが、前回からイメージを膨らませたり、それからいろいろな先生方にもお聞きしておりますが、もしかすると、運用指針とか、適用指針というようなものをIFRICだけでしか作ってはいけなくなるかもしれない。そういうことになって、IFRICが今の組織よりも拡充されて、続々と適用指針が出てくるのなら別ですけれども、出てこないということになると、運用現場ではどういうことになるの

か。恐らくは、現場においては監査法人あるいは監査人の判断が大きくなると思うのです。そうすると、大きな監査法人の中では、国際的に同じような判断基準で物事を考える必要性から、例えば審理室かどこか分かりませんが、そこで判断指針を示すことになり、監査法人ごとに適用指針ができてくるのだろうか。8大事務所と言われていた時代の監査の実態についての本を読んだことがあるのですが、PWは非常に厳格な監査をやっているとか、アーサー・アンダーセンは緩い監査をしていたというような文章を読んだ記憶があるのです。要するに監査法人ごとの特徴が出ていたわけです。したがって、PWで監査を受けると、同じ監査を受けてもブランドがあるというわけで、監査料も多く払ったそうですが、そういうことがアメリカ社会にある監査法人ごとの競争、あるいは特徴を容認する、そのような文化があったのかもしれませんが。もしかすると、この先、プリンシプルベースになって、監査法人ごとの競争、特徴が出てくるのだということになるとすれば、そういう状況が日本でなじむかどうか。プロフェッションというのはどの監査人や法人であったとしても、同質的な判断をしてくれるのだ、ということをおわが国ではイメージしているのだとすると、そういうものではないかもしれない。要するに分らないわけであります。国際会計基準を強制適用したという場合、基準だけではなく、運用も含めて、どういう世界になるかということがまだ分からない。分からない中で、先ほどから有力な先生方が準備のためだとか、必要だとか、わが国にとって多分良いことなのだとか意見がでています。理由の一つとして比較可能性というキーワードが出てきているとは思いますが、それだけで果たして正当化できるのか。これが私は心配です。また、アメリカの態度の読み方も強制適用にするかどうかを2011年に決めると言っているだけであって、決めたとは言っていない。ですから、この時点で、選択適用にとどまらず、我が国がいち早く最終的には強制適用だと言い切ってしまう、それまでの準備として選択適用の期間をもつのだと、今の時点で決定することについて、我々は後世に禍根を残すことにならないか、それが心配です。

長くなりました。失礼いたしました。

○安藤部会長 それでは、柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 黒川先生のおっしゃることには、ごもっともな点が多いと思います。であるが故に、ロードマップを発表するときに、これは島崎さんのポイントの中にもあったかと思いますが、「条件付のロードマップ」にするということがやはり大事なのではないかと思います。

考えられる条件は幾つかあるかと思いますが、やはり日本の会計基準とIFRSの基準の相互の間に、十分に収れんが確認された後に早期の強制適用を考えることを条件とすること。ほかに条件があるかもしれませんが、これが一番大事な点ではないかと思います。かつ、その

ときにIFRSが暴走していないということも前提条件になるのではないかなと思います。

その上で、やはり「条件付であっても、ロードマップを提示する」と表明することには大きなメリットがあると考えます。実務対応をやりやすくするという点もございますし、また強制適用の方向性を示すこと自体がもたらす発言力強化という利点もあります。この方向性の提示があつてこそ、日本の会計の関係者の方々、これにはユーザーもプリペアラーの方々も入ると思うのですが、そういった方々のIASB等々での場における発言力が高まると思います。外部から犬の遠吠えといった形で発言するというよりも、内部に入ってよりよい方向へ誘導したり、うまく行けば主導的な立場を発揮する機会を求めるといったメリットもまたあるかと思いません。

それから、現在行われております収れんの作業がある程度進んだ後、その後に基準を決定する機関が2つ並行して存在するという事態になりますと、「収れんの後はまた拡散」になりかねない。その拡散の時期が3年以上経過したときに、もう一回収れんのための作業をするということになりますと、これは非常に労力の無駄でもございますので、やはり強制適用という方向を持って、インサイダーとなって、新しい基準の改善に向かって努力をする立場になるということが大事なのではないかと思います。

○安藤部会長 萩原委員、どうぞ。

○萩原委員 ただ今たくさんの方々のご発言がありましたが、同じようなことをまた申し上げなければいけないのですが、最後に柴田委員がおっしゃっていたことが非常に大事なのではないのかと思います。それ以前におっしゃっている方々も、例えば何年の何月から強制適用をするということをもう明示的にしろというところまでおっしゃっているのかどうかよく分かりませんが、多分そうではないのだろうと思います。諸外国、国際的な状況も判断しながら、タイミングを見定めてゆこうということだと思います。アメリカの対応についてもまだ不確かなことは山ほどあります。それから、先ほど黒川先生のおっしゃるように、これから中身をどうやって収れんしていくのかということについても不確かな部分があるかと思っています。そういう状況をよくウオッチし、全部勘案しながら、しかしながら、あるこの時点では、強制適用するかどうかということをそこでは決定するというような形でのターゲットを決めておくことが大事で、これからいろいろな作業をするにつけても、関係者も心づもりがきちんとできるのではないかと思います。それなしに、その時になってからまた検討しますよでは、これはどうもアピール度としても弱いし、我々も具体的な実務をやる立場からもどうして良いか分からないというような部分があり、また迫力もない。

それから、任意適用は、あるところで強制適用のターゲットが決まると、そこから逆算すると、どのぐらいの準備期間があるのか、この時期にできるのか、できないのかというようなことも含めて少し考えられると思います。そのときに大事なものは、これはあまり議論されていないのですが、任意適用の範囲をどうするのかという問題が一つあって、斉藤委員の方からは上場会社が全部入るとというのが、シンプル・イズ・ベターで一番やりやすいということでありましたが、一つの考え方として、その範囲を広くとっていくというようなことが、ある意味では強制適用をやっていくときのトレーニングにもなってくるのではないのかなという感じがします。ですから、この範囲を米国のロードマップに書いてあるような、ある条件次第では対象になったり、ならなかったりというようなことではなく、揺れのない形で明確にしておくべきだと思います。ということは、個人的に言えば上場会社を対象にすれば良いのではないかと思います。しておりますが、そのことと強制適用の時期も密接に関係してくるのではないかと思います。

要は、皆さん任意適用のところについては、あまり異見がないのだらうと思いますが、強制適用については、何らかの形できちんとした方向性を出して、そのことをもって世界にもアピールする、日本のポジションを明確にするということが、国際会計基準に日本が積極的に参画することにもつながってくると思っております。大体皆さんと同じ意見ですが、一言申し上げておきます。

○安藤部会長 ちょっと引頭委員が早かったので、引頭委員、どうぞ。

○引頭委員 ありがとうございます。少し違った観点からの意見なのですが、任意適用、強制適用の話がいろいろ出てきましたが、それ以前に国際会計基準を使うことを決定する段階があると思います。その際に、かなり下世話な話になるかもしれませんが、今のところ国際会計基準というのは英語表記というふうになっているかと思います。こちらの論点メモの16ページ目に日本語訳について確認する必要ありと書いてあります。現実問題として、それが拒否された場合、増田委員には申しわけないのですが、今の公認会計士の力で急に英語表記で実施すべしと言っても、それは非常に難しいのではないのでしょうか。人数的にみても問題があると思えますし、やはり準備期間も充分必要かと思えます。

仮に、日本語でエンドースする形になるかもしれませんが、そうするということになる、今まで話がありましたように、IFRS、IASBに対するガバナンスが不可欠となり、先ほど久保田委員がおっしゃったようなお金の話、資金の話というものもきちっと詰めなくてはならないということだと思います。

今回の論点メモは、島崎委員がおっしゃったように、非常に今までの論点をきれいにまとめ

てくださっており、私も昨日読んでまいりまして、非常に納得感のあるペーパーではあるのですが、もう少し優先順位というか、重要性と申しますか、やはり柴田委員がおっしゃったように、条件つき適用という言葉にもあるように、やはりこれとこれがちゃんと決まっていなければ、日本としては、踏み切れないというような考え方を整理する必要があるのではないのでしょうか。現実的に踏み切れないことはないと思いますが、議論としては詰めるべきだと思います。例えば、準備期間が必要だということは、私も含めまして皆さんの共通意見なのですが、それがどれぐらい深く長く要するのかというのが議論の中で分かりづらいのではないかと思います。このあたりの整理をもう一回、できればして頂きたいなというふうに考えております。

以上です。

○安藤部会長 それでは、増田委員、どうぞ。

○増田委員 今、名前を出されてしまったのですが、英語ができないと言われてしまうと困るのですが、そういうところがあるかもしれません。そういう意味では、英語で書かれているものをそのまま使うかどうかという話になってまいりますが、これは I F R S については、現在 A S B J の方で当然翻訳もされていっているわけですし、我々にとっても、会計基準だけではなく、監査基準も同じような状況があります。

それから、何か皆さんちょっと誤解されておりますが、会計基準というものは別にそれを採用したから、それがすぐそのまま適用されているかどうかというのは分からないわけです。絵にかいた餅である可能性があるわけです。ということは、ちゃんと監査をして実際に適用されているかどうか、それと監査されている状況についてもちゃんと監視をする機関があって、実際に監査の品質が保たれているかどうかということが問題になるわけです。つまり適用状況、あるいは倫理規則だとか、いろいろな法的な整備だとか、そういったことの全体として初めて会計基準が適用されているということが保証されるわけです。

先ほど、黒川委員の方からお話ございましたが、実践的な事例はないのか、実務的なことが分からないのではないかと申しておっしゃってございましたが、前回のときに、非常に不足した量だとは思いますが、ヨーロッパにおける状況について調査した結果を経団連の方からお話ございましたが、私ども会計士協会の方も2005年から導入されている事例についてご報告しました。一応その評価についてはいろいろあると思いますが、少なくともヨーロッパの7,000社から8,000社に及ぶ上場会社が連結財務諸表については適用しているという状況の中で、いろいろ課題はもちろん今も残っているという話は聞いておりますが、非常によかったという評価になっております。その中でこの議論をしていかないと、少なくとも、先ほど萩原委

員の方からお話がありましたが、日本だけが遅れてしまうという状況になります。ヨーロッパは既に採用しているわけで、世界の100カ国も採用しています。アメリカもロードマップ案を公表してきたという中で、少なくともそれに遅れることがあってはいけません。強制適用についてもそういうことを踏まえて決めていく必要があるのではないかと私は思っております。

それで、先ほど引頭委員の方からお話があり、期間はどれだけ必要なかと言われましたが、少なくとも3年は必要だろうというのがヨーロッパでの実感でした。それから経済界の方でもアンケート調査の結果で出ていると聞いておりますので、我々からしますと、その位の期間は必要だろうということで、そのように思っております。

それから、黒川委員が長くはお話をされないということでしたが、いろいろ言われておりましたから、私はちょっと短く言いたいと思っていたのですが、やはり一言申し上げたいと思います。やはり監査とか、そういうものについて、実務的な面で理解が非常に薄いのではないかなと思います。それが非常に心配で、今日はマスコミに公開なので、ぜひともご理解頂きたいと思うのですが、会計とか監査を行っている人とかというのは、別に特別な人ではないのであって、ぜひその辺を理解してもらいたいなというふうに思っております。今回は、英語で書いたものは全部理解できないのではないかとおぼろしく思われてしまったみたいで、そんなことはないので、我々の中には英語が得意な人もいますし、私はそんなに得意ではないけれども、そういう方がいますので、ぜひともご理解頂きたいと思っております。

○安藤部会長 では、斎藤静樹委員、どうぞ。

○斎藤（静）委員 すみません、学会の仲間として黒川委員を孤立させるわけにはいかないの、若干コメントをさせて頂きたいと思っております。議論の仕方がある種の前提のもとでやや理念的になっている気がして、ちょっと気になるのですけれども、幾つか確認といえますか、ポイントをチェックしていきたいと思っております。

1つは、先ほどIFRSを強制適用することによって日本のプレゼンスを高めるというご発言がありましたが、それが本当かというのがまず第1点だと思います。これはASBJができた当初からずっと指摘されていることですが、ASBJがこの間、IASBに対してそれなりの影響力を持ち得たのは、国際基準を丸呑みしなかったからなのです。していれば、当初からほとんど相手にされていなかったということは、多分私は確かだと思いますし、もし意見が違う方は、念のために、当時の西川副委員長、現在の西川委員長にお確かめ頂きたいと思っております。それが第1点です。

それから2点目は、基準の統一によって国際的な比較性を高めるというご発言が繰り返されましたけれども、それが本当かということがポイントになると思います。前にも申しましたが、アメリカの指導的な学者の論文では、基準の統一が必ずしも実務の統一には結びつかない。したがって、情報の比較可能性を高めて企業の資金調達コストを下げるというメリットに結びつくかどうか分からないという指摘が繰り返されています。つまり基準を統一しても、実務は基準の適用でありますから、その局面にはさまざまなローカルなインセンティブが働いていて、少なくとも我々が予見し得る将来にわたって実務というのはローカルであるという指摘がなされています。そのローカルリティを克服するためには、単に基準だけを切り離して統一するのではなく、先ほど増田委員が絵にかいた餅にならないように、監査とか監督というものもちゃんとサポートしなくてはならないとおっしゃっていただきましたが、全くそのとおりであって、監査や監督の体制も国際的に統合するという、それだけの体制というか覚悟がなければ、本当の意味での実務の統一というのは難しいと思います。ですから、大事なことは、実務を統一できるレベルをきちんと見通して、それに合わせた基準の統一を考えるという態度だろうというのが第2点です。

第3点ですが、増田委員が先ほど同等性でコンバージェンスが終わったわけではないとおっしゃいました。全くそのとおりだと思います。同等と今回確認されたから、コンバージェンスが終わったわけではない。しかし、そこから先が必ずしも強制適用という一本化に決まったわけでもない。同等性の評価が続いて、レセプロシティ（相互主義）が継続していくのも一つの選択肢だと思うのです。その方向と、言ってみれば、上からの基準の一本化ということの間には、やはりチョイスは残っていると私は思っております。大事なことは、同等性を維持すること以上に、いわば強制統合を進めることがよりコストを下げることになるのかどうかを、もう少し具体的に議論することだろうと思います。

最後に4点目ですが、日本だけが遅れてしまうということは困る、それは全くそのとおりであります、これは私も絶対避けなければいけないと思います。日本が遅れるとはどういうことを意味するのか、どういう状況をいうのかは、人によって違うと思うのですが、少なくともアメリカが現在国際会計基準に移行するかどうかを2011年に決めましようと言っており、本当にそうすれば、日本としてはそう安閑として日本の基準を云々してられる状況ではないと思います。ですが、そこについては、今は全然分からない状況だと思います。アメリカの場合も、恐らくアメリカがIASBを完全にコントロールできて、事実上アメリカの基準を国際基準というレッテルを張って世界に使わせるという見通しがあれば、IFRSに移行するでしょうし、

ヨーロッパもそう簡単に引っ込むわけがないですから、依然として、我々が予見し得る範囲では、アメリカ基準と国際基準が並立して進む可能性がある。その見通しがきかないうちに安直な議論を浮足立ってすべきではないというのが、多分先程の黒川先生のご発言であって、その点に関してはそれなりに説得的だと思っております。

○安藤部会長 柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 まず、先ほど永井委員からご指摘のありました適用範囲というところに係る議論です。事業内容が単純であって企業規模が小さな会社が、I F R S基準を導入する方が、実は実務的には容易ではないのかという感じがいたします。反対に、事業内容が複雑で規模の大きな企業にとっては、I F R S導入に係る負担というものはかなり高くなり、難易度が上がるということかと思っております。プロセスとしては、恐らく企業規模が大きく、かつアメリカの会計基準等々を消化した実績のある会社、すなわちハンディキャップの多い方から始まるということはあるかと思えます。一方でよく考えてみますと、小さな会社であればあるほど、つまり複雑性が少なければ少ないほど、導入に係るハンディキャップというのは少ないのではないかというふうに思います。

またもう一つ、仮にI F R Sと日本基準との間で収れんが本当に進むのならば、その場合に、並行開示が必要なほどに双方の会計基準が違っているのかということ、それには疑問もございませう。仮に収れんが進むのならば、並行開示というような物事を複雑にして開示書類に消費する紙を増やすというようなことは、なるべく避けたいような気がいたします。

それで、先ほど斎藤先生の方から大変迫力のある議論がございまして、まさにそのとおりであろうかと思えます。特に、日本が条件付、これはスティックですよ、条件付で強制適用を考えると表明するだけで日本の発言力が上がるのかということ、これはあくまでも必要条件に過ぎず、十分条件には達してはいないということかと思えます。

したがいまして、先ほどの三井課長からのプレゼンテーションの中にも幾つかポイントがあったかと思えますが、やはり能動的な努力が必要であり、組織化された支援態勢が必要です。もちろんガバナンスのレベルでの発言を強化するというのも大事ではありますが、実際には基準を作成するワーキンググループの中に、しっかり人を送り込んで適切な主張をするということでない限り、斎藤先生のおっしゃいましたとおり、絵にかいた餅になるということかと思えます。やはりきちんとした努力なしに発言力もないし、内部での主張なしに発言内容が原案に入れられるわけでもないというふうに思います。

それから、実務の統一につきましては、やはり欧州各国においてもいろいろな課題があった

ということは事実でございます、特に欧州各国の場合には国ごとに当局が別々であるという点は大きな課題でした。IFRSは一つであるが、それを監督する当局は別々である。ただし、大企業のためには大手の会計事務所が域内における統一見解というものを作るように努力をしたわけですが、やはり中小の会計事務所をサポートするための仕組みというものが必要であったと思います。日本におきましても、そういった努力が必要になるのではないかと思います。

○安藤部会長 西村委員。

○西村委員 先ほどの島崎委員のご発言に照らして意見を申し上げたいのですが、まず1つは任意適用のタイミングの話ですが、これは私も早い方が良いだろうと思いますが、ただ一方で、コンバージェンスが全然進んでいない段階での任意適用というのも逆はないのだろうと思っております、西川委員長の東京合意にありましたような、やはり2011年のコンバージェンスの結果を見た上で、これならばというのであれば、そのタイミングからの任意適用ではないかと思っております。

その前に、やはり日本としてはコンバージェンスに向けて言うべきことを言うということが必要なのだろうと思っております。三井課長のお話にもありましたように、包括利益に当期純利益の考え方が復活したように、やはりそういう対応が必要だろうと思っております。

それで、あと並行開示の件ですが、もう大分前ですが、英文財務諸表にレジェンド・クローズという話がございます、これを私どもは取り下げるために米国会計基準でも実際に決算をやったり、数値を比較しましたが、その手間とか、コストとか、やはり膨大なものになりました。基本的に経営としてこのことを続けることが無理であろうという判断をせざるを得なかったのですが、そういう面で並行開示というのは基本的にあり得ないだろうと考えております。コンバージェンスが進んでおれば、それほど差はないのだろうと思っております。その差のみの開示程度ならば問題はないかと思っておりますが、実際に監査はないかもしれませんが、いずれにしても並行開示をするということで、フルでやっていくということは基本的にあり得ないだろうと思っておりますし、そうなると、恐らく任意適用ということはやらないだろうと我々としては考えると思っております。

あと、タイミングについては、強制適用ということになって、これはコンバージェンスが進んでおれば、我々としてはタイミングさえしっかりと明示して頂ければ、そのタイミングでやっていくということについては、これは当然だというふうに思っております。これが1年だとされると確かに困りますが、3年程度であれば、これはそれほど問題ないのではないかと考えているところであります。

○安藤部会長 島崎委員、どうぞ。

○島崎委員 2点あるのですが、1つは、今、西村さんがおっしゃっていた任意適用の話につきまして、私の説明が不足だった点をちょっと追加します。いわゆるコンバージェンスのタイミング、2011年、このタイミングでというのが基本的にはそのとおりだと思いますが、企業の中には、これからアメリカで上場しようとしている会社、あるいは米国、海外でファイナンスをしようとしている会社においては、米国基準で財務諸表を作るのか、アメリカが認める I F R Sで作るのかという、具体的な検討をしている会社もあると聞いております。これは日本基準と国際会計基準のコンバージェンスとは関係なく、そういう議論に対してはある程度前倒しを認めてほしいというような意見もありました。

それから、先ほど斎藤先生からいろいろご意見を頂きまして、柴田さんからコメントがございましたが、私はいろいろな問題について、各論で見えていくとそうではないよねという議論は必ず出てくるのだらうと思いますが、全体として見た場合にどうなんだろうかと、あるいは世界の動きから見た場合に、日本はどうすべきかという視点で物事を考えていくべきであろうと思います。金融庁のまとめた3ページ、4ページに、なぜ国際会計基準を選択適用していくのかについての意義が書かれております。強制適用で日本のプレゼンスが高まるか、高まらないかという点について申せば、I F R Sを丸呑みしなかったので日本は存在感があったというのは、日本とアメリカそれに対する欧州という図式であればそういうことは言えたかもしれませんが、アメリカが向こうの岸に行ってしまったら、なかなかそういうことにはならないと思います。

それから、比較可能性についても、確かに基準を一緒にしたら全部比較ができる、ということではなく例外はあると思います。しかし、基準が1つである方がさらに比較可能性を高める上では利便性が増すだろうということであろうかと思えます。大きな流れをきちっと見据えて考えなければいけないと思います。日本の資本市場なり、我々企業の活動が国際的に制約を受けることがあってはならないということが基本であります。そういう観点で議論を深めて頂くことよろしいのではないのかと思いましたので、申し添えます。

以上です。

○安藤部会長 それでは、辻山委員、どうぞ。

○辻山委員 ありがとうございます。1つ質問も兼ねて3点コメントしたいと思います。本日の資料2の17ページと資料1の2ページを比べさせていただきますと、資料2の17ページには自国上場企業への国際会計基準の適用状況が示されていますが、先ほどコンバージェンスとアドプ

ションの関係がどうも誤解されているというご発言がございましたが、資料1の2ページのほうに示されている全企業に義務化している85ヶ国というのは一体どういう国なのかということ、これから日本の方向性を考えていく場合に、具体的に認識しておく必要があると思います。

そうしますと、これは最初の質問ですが、中国、つまり今回同等とするには時期尚早だとCESRから助言されている国は、一体この3つのグループの中のどこに入っているのか。中国はアドプション国とも言われ、日本基準はECからIFRSと同等だと言われていながら、アドプションではなくて、コンバージェンス国だということです。ですから、会計基準の場合には、方向性としてアドプションか、コンバージェンスかという、そういう大きくくりな考え方も一方であると思いますが、適用されている基準の中身がどういうふうになっているのかということがより重要だと思います。そういう意味で、将来的に日本の方向性を考えていく場合に、今、アドプション国が100カ国ということはよく言われておりますが、実はアドプション国と言われている国の中のかなりのところが、実際にはアダプテーションといいますか、修正版IFRSの適用国で、フルバージョンのアドプションをしている国はどのぐらいあるのかということも認識しておく必要がある。EUは一部カーブアウトしていますが、これはほぼフルバージョンと言ってもいいと思いますが、その他の国の中には、かなりモディファイ（修正）して適用している国があると思います。したがって、日本のようなコンバージェンス国と、アドプション国の間にどの程度決定的に差があるのかということになります。

第2に、方針としては、アドプションというアドバルーンを上げるというのも、これは戦略の問題ですから、私が申し上げることではないのかもしれませんが、アドプションすることになる基準の中身の問題は冷静に分析していく必要があるのではないかと思います。これから日本がコンバージェンスしていったって、もちろんアドプションということも想定しながら、できるだけコンバージェンスを進めていく。それでもなお残る差異というのは一体何なのかということです。それはほんの少しになっているはずだという指摘が先ほどありましたが、実はその差異こそが実際はかなり大きな問題なのかもしれない。会計モデルの違いの問題もありますし、なぜコンバージェンスの努力をしても結果的に残る部分があったのかということは、そんなに小さい問題ではないのではないかと思います。

第3に、そういう意味では、先ほど黒川委員のご発言がありました。黒川委員のおっしゃっていることとほかの委員のおっしゃっていることは、極端に違うようであり、本当は共通性があるのかなと思いました。つまりアメリカの場合であっても、マイルストーンというのは非常に重要であって、その中でも会計基準の中身の問題がメインになっています。第1のマイル

ストーンですから。このことを忘れずに、流れを見きわめていくということが重要なのかなと思います。

以上です。

○安藤部会長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 マイルストーンについて発言したいと思うのですが、SECは2011年にIFRSを強制導入するかの決定をすると、それに当たってのマイルストーンを出しているわけですが、そのうちの4つはいわば前提条件というものだろうと思います。これらはいずれもクリア可能なものではないのかと私は見ておまして、SECは2011年には決定に持ち込めるのではないかと。ただ、民主党の大物議員の中には、この会計問題についていろいろ言う人がいて、やや不透明な部分があるとは言われておりますが、マイルストーンを見る限りにおいては、4つの前提条件というのはクリアできるのではないかなと思っております。

ただ、4つのマイルストーンのうち、先ほどこちょっと議論のありましたLevy方式によるIASCFへのファンディングにつきましても、なかなか容易ではない面があるように思っております。特に、日米欧の三極のうち、アメリカと日本がどのような確実で安定的なファンディングのシステムをとるかということが今大きな課題になっているのではないかと思います。日本としても、IASCFに対してしっかりとした拠出を続けるということがIASBに対する影響力を保持することにつながるのではないかという面で、非常に重要なのではないかと考えております。

我が日本では、2010年から当財団もかかわって拠出する仕組みを今検討中ですが、この仕組みをやるためにも、金融庁の開示規制による裏打ちというのが非常に重要でございます。今日のメモの8ページから9ページあたりにその記述がございますが、このような制度化をぜひ実現してほしいと思っております。ただ、このシステムは当面の対応措置ということでございまして、いずれは本来のLevy方式をぜひ指向してこれを実現してほしいというふうに考えております。

最後に、ちょっと付言したいのですが、この論点整理をまとめるに当たっての考え方の中に、SECのロードマップの中で言っているような、資本市場の国際化のもとでの投資家保護と資本形成の効率性と有効性と、これがSECのロードマップのキーワードになっているわけですが、こうした点も論点整理、それから今度はロードマップをつくるに当たっての一つの重要な言葉として入れ込んでいってはどうかと考えております。

以上です。

○安藤部会長 では、柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 今の辻山先生のおっしゃったところで、多数のアドプション諸国があるというポイントがありました。もちろんその存在も大切であります、それこそ先ほど斎藤先生がおっしゃったような実務ができるためのバックアップが必要であるような国、そんな国が多いということかと思えます。逆に、私どものように、資本市場で生きてきた人間にとりましては、本丸はあくまでも米国と欧州であるということをございまして、米国と欧州の動向自体が日本にとって大事であるという事実は変わるものはないというふうに思います。

それから、I F R Sでございますが、日本の会計に対してはあたかも黒船であるかのごとく見えないこともないということではありますが、少し冷静になって考えますと、I F R Sというのは、欧州にとっても黒船であったということをございまして、また米国においても、先ほど斎藤先生がおっしゃったとおり「米国は本気でI F R Sに影響力を行使するというつもり」かと思えますが、とは言っても、米国にとっても黒船であります。すなわち西欧諸国が今まで使っていた旧来の会計原則が何らかの形で壁にぶつかり、しかも比較可能性が衰えてきたというときに、新しく生まれてきたものであるということをございまして、「日本にとっても黒船である」とすると、米国、欧州にとっても黒船である」ということを認識することは大事なのではないかと思えます。

また、大西洋を挟んだ2つの経済圏、米国と欧州の間には、一種の地下水脈のような形で両者を繋ぐ国際会計事務所が存在しているということは、これから先、やはり忘れてはならない要素であろうかと思えます。先ほど遠藤先生の方から話がありましたように、意外とマイルストーンというのはクリアできるかもしれないという見通しの背景には、同じ組織に属した方々が働いている要素があるということも知っておく必要があるのではないかと思えます。結論といたしましては、やはり米国と欧州との間でこういった太いパイプが存在しており、日米欧のこの3地域が資本市場にとってとても大事であるときに、「日本だけが仲間外れになるリスク」というのは否定できないものだと思いますので、それを避けることの重要性というのはいかになり高くなっているかと思えます。

○安藤部会長 それでは、藤沼委員、どうぞ。

○藤沼委員 今の柴田委員の話はまさにそのとおりでと思います。今までの議論ではどうも日本から世界を見ているという議論が多かったように思うのですが、大事なのは世界から日本はどういうふうに見えるのかという見方ではないかと思えます。

私はI A S Bの上部機関であるトラスティというところでトラスティ、つまり評議委員をさ

せていただいているわけですが、日本のプレゼンス、これは経済力の衰えも含め残念ながら確実に落ちているように思います。そういう面で、極端な話ですが、日本が I F R S を適用しなくとも、別にそれはそれで構わないという議論になってしまうかもしれない。もちろん日本にも I F R S を適用する仲間に入ってもらいたいという気持ちがあるのは当然ですが、われわれ自身も今の現実をちょっと考えて頂きたいというのが、まず第 1 点でございます。

次に、我々はやはり将来像、ビジョンを持つべきだと思います。やはり将来像を示さないと、将来像に向かってどういう行動をとるか、つまりアクションに結びつかないというところがありますから、そういう面ではロードマップはきちっと示すべきだと思います。

それと、ちょっと細かい話ですが、任意適用については、これは島崎委員と同じなのですが、できるだけ早い方が良いと思います。できれば2010年というような時期から任意適用を認める。任意適用に当たっては、できる会社、できる能力のあるところからやっていけば良いのではないかと思います。ここで、考えられる条件の例ということで、15ページに①、②、③、④、⑤まで記載されておりますが、これだと、今ある会社の現状で判断するところがどうしても出てくるような感じがしまして、むしろもっとフォワードルッキングで、サイズが小さくてもこれから海外市場でビジネスを拡大したいと思っている会社、しかもその対応能力があるという会社もあるわけでございますので、この辺のところはアメリカと同じように厳しくということではなしに、できる可能性がある会社という条件で、もっと幅広にして頂けたら良いのではないかと思います。

最後に、現在トラスティでは、I A S B の監視機関であるトラスティのガバナンスと I A S B のデュープロセスの強化、そして安定的な拠出金の確保の問題などを、定款変更事項として検討しております。トラスティ及び I A S B の組織については、ガバナンスと透明性の面でも非常に高い評価を国際的な機関から受けておまして、まず第一にガバナンスがかなりいい加減だということを前提に考えておられると、むしろ実態は逆なのではないかというようにトラスティの一員として思っております。ただ、トラスティ自身がトラスティを選ぶという、この問題があるわけです。そこで、定款変更の中で、トラスティの選任はノミネーティング委員会でもって議論するけれども、その承認権限をモニタリンググループ、いわゆる規制当局、監督当局の人たちによって構成されるモニタリンググループで承認を得るという形にする。つまり、ガバナンスが外からのアピランス上も機能しているという形を作っていこうと考えております。

あと、I A S B のデュープロセスですが、これはかなり強化されておまして、もちろん当

然ながらさらに強化しなくてはいけないと思いますが、これは今進行中でございまして、以前よりかなりコンサルテーションプロセスも改善しております。

最後に、拠出金の問題とあと独立性の問題についてちょっとお話しさせていただきます。拠出金というものはなぜ重要かといいますと、特定の影響力のある組織や団体が、お金を十分払うから自分たちの都合の良い会計基準を作ってくれと、こういうようなことを防ぐために、できるだけ幅広くお金を調達することが一つの趣旨でありまして、そのポイントはいかに会計基準設定の独立性を守るかというところにあるわけです。独立性という意味は、何も経済界あるいは監査人から独立ということではなしに、政府とか、あるいは政治家からの独立性ということも常に意識して、会計基準機関はインディペンデントでなくてはいけないということでございます。ただ、独立性ということを主張し過ぎて外界から遊離した象牙の塔になってはいけませんので、そういう面で独立性とデュープロセスそしてアカウンタビリティ、つまり説明責任、こういうことを調和しながら会計基準設定の透明性を確保する。加えて、モニタリンググループに全体的なガバナンスやデュープロセスについてもオーバーサイトしてもらおうということで真の意味でのグローバル会計基準設定機関を目指して、今、定款見直しをやっているということでございます。

以上でございます。

○安藤部会長 時間が大分押しておりますが、弥永委員。

○弥永委員 1点は、今の議論というのは連結の話の強制適用ということをお考えで議論されていると思うのですが、個別でもし強制適用するということになりますと、やはり分配可能額とか、そういったいろいろな問題がありますので、やはりそんなに簡単にその方向性を決めるというわけにはいかないのではないかと思います。いろいろな問題をよく検討した上でなくてはならないのではないかとというのがまず一つ意見として述べさせて頂きたいと思います。

2つ目として、こちらは非常に重要な問題だと思うのですが、既に斎藤静樹委員もご指摘のように、アメリカが本当にIFRSを強制適用にするかどうかというのは今のところ見えないわけですが、ヨーロッパ、EUは、いわゆるエンドースメント手続をしているわけですし、それはさらに強化されている方向に動いているわけです。したがって、強制適用するところの論点の中には、やはり我が国でエンドースメント手続を入れるべきなのか、入れるとしたらどういうふうにするべきなのかということは、よく検討すべきだと思います。すなわち任意適用であれば、これはそれに違反したからといって、何かの刑事罰とか、あるいは課徴金とかの対象にならないわけですが、強制適用ということになりますと、いわゆるプライベートセクタ

一が作ったもので、課徴金とか、あるいは刑事罰とかにつながるというのは、民主主義的な考え方からすると非常に問題があり得るわけでして、それはもちろんそういう問題を踏まえても、なお強制適用をエンドースメント手続なしに入れようというのであれば、それはそれで一つの見識だとは思いますが、検討はやはりする必要があるのではないかと思います。つまり任意適用ではないところの論点としては、エンドースメント手続の要否、あるいはその内容のあり方というのを含めて頂ければというふうに思った次第です。

○安藤部会長 小宮山委員、どうぞ。

○小宮山委員 任意適用の時期があつて、その間並行開示というのがあつて、それを考えて、強制適用を前提としてロードマップとかと、大体今までのご意見とほとんど同じような考え方なんですけれども、任意適用を考えるとときに、やはり問題は2つあり、1つは対応能力という問題があります。対応能力というのは、先ほどから監査人は監査できるのかと言われておりますが、監査人というのはこの会計士の委員3人も違う顔をしておりますが、切ってみるとほとんど同じような金太郎あめの顔をしておりまして、必ずできるというアシュアランス（保証）を与えられませんが、非常に教育しやすい人種であるということは言えるかと思ひます。ただ、会社の方はこれはかなりばらつきがありますので、この対応能力をどうやって教育していくかということは、適用に当たつての大きな課題なのだろうと正直思ひます。

もう一つは、基準の有効性という問題があると思ひます。EUの場合はその成功例として語られておりますが、ある程度、会計基準についてベター・ザン・ナッシングであつたという部分も恐らくあると思ひます。日本の場合はかなりコンバージェンスしてしまつていふことがあつて状況が違ひ、特に業種別に考えていくと、銀行だとIAS39をどうやって適用するかということが問題になるし、装置産業だと、例えば資産除去債務の基準をどういふふうに応用するかという問題があるし、いわゆるニュービジネスといわれるような業種ですと収益認識がはっきりしてないため、ビジネスモデルとどういふ関係があるかといふことで、うまく収益認識に関する基準の適用がなじむかどうかという問題もあります。業種別にいろいろな適用上の問題があると思ひます。そういう意味で、米国で業種別に上位を選んで、110社選ぶといふ発想は、その基準の有効性を見るという意味では、非常に有効なアプローチだと思ひます。ただ、日本でこれを同じふうにするかといふと、かなり議論が必要な気もします。

それと、並行開示は簡単にといふ議論が先ほどありましたが、米国で並行開示を要求する背景といふのはちょっと分からないのですが、一つは数字の連続性ということもあるんだらうと思ひますし、もう一つは、並行開示によつて、IFRSのアドプションということが黒船であ

ったのか、黒船ではなかったのかということが恐らくよく分かると思います。ですから、これはある程度の詳細情報が私は必要であると思っております。

○安藤部会長 それでは、西川委員。

○西川委員 ASBJの中でも適用の問題は時々非公式に話し合ったりしているのですが、ロードマップについて、中身はともあれ、これを早急に出していくのは当然あるべき姿だと思っております。その中身については、民主主義ですから、最終的には市場関係者の皆さんの多数のご意見によるということなのだろうと思います。そういう中で、割と共通項と思えるのは、任意適用については早い時期で良いということです。基本的に任意適用はできる会社がやるわけですから、何も、東京合意の2011年まで待つ必要もないのではないかと思っております。

それから、並行開示がどれぐらいの厳しさの話かについては、ちょっとこの段階では空中戦のような感じがします。少なくともアメリカのようなフル開示的なものではなく、やはりある程度実務のことを考えないといけないだろうし、日本のコンバージェンスは相当進んでいるということからすると、あまり重たいものではない方が良いのだろうということまでは言えると思います。

最大の問題は強制適用の部分なのですが、もちろんいつが良いということを理屈上言えるわけではなく、何を達成すべきかという視点で、もちろんIFRSが高品質な会計基準であることは最大の条件なのですが、今既に高品質だとしても、これから先、何が起こるか分からないことと、それは今のMOUプロジェクトの帰結を当然見ていくことがあると思います。さらにもっと先を考えると、もうIASBの努力次第ということになると思いますので、ガバナンスのところに介入していくしかないというようなことも理解できるところです。

また、実務の統一性の話ですが、これについてはやはりそれなりの自信を市場監督者あるいは監査人が持つということが必要だと思っております。現在、金融庁や監査人は、自信を持って市場監督や監査をされていると思いますが、そういう状態が大丈夫そうだということはやはり必要だろうと思います。そのようなことはいつまで待っていてもできるはずがないということではなく、それは任意適用を通じて、それから外国の実務というものを通じて、だんだん蓄積してくるものがあると思います。やはりこのような意味で相当慎重に対応すべきであろうと思っております。

先ほど、黒川先生の方から出された、収れんがこれから先どうなっていくかが見えないという懸念については、当事者ではありますが、全くそのとおりであります。連結先行といった新しい考え方も重なり、なかなか難しいことでもあるのですが、これから先、IFRS自身がこ

のMOUでどういう方向を目指していくかということもまだ見えていないわけで、取れんの行き先をこの段階で予見するのは難しいと思っております。

それから、斎藤先生がASBJはそれなりに発言力があると言われましたが、一般の方がどれだけ認知してくださっているかどうかは別にして、少なくともアメリカ以外の会計基準設定主体で、これだけIASB、FASBに直接ものを言える立場はないだろうと、少なくとも現状はそういうことになっております。

なお、参考人としてASBJから来ておりますので、補足があれば続けてお願いします。

○安藤部会長 新井参考人、どうぞ。

○新井参考人 1点、先ほど小宮山委員から、なぜ並行開示がアメリカでは求めることとしようとしているのか、その背景に関する質問のような話があったかと思いますが、先だって、SECでチーフアカウント等に出会う機会がございまして、そこでお話を伺った中では3点、並行開示についての理屈づけ、理由があると言っておりました。

1点は、アメリカの投資家において、国際会計基準というのはまだなじみがないということで、そういう面で米国基準との調整開示が必要だということです。

2点目としては、アメリカの上場会社は1万数千社あると思いますが、そういう会社との比較可能性を確保するということです。

あともう1点が、アメリカとしては2011年の段階でIFRSを導入するかどうかを決めることとの関係です。場合によると米国基準に戻す可能性もあるということです。そうしますと、やはり時系列の情報開示というのは必要だということで、フルの財務諸表を非監査ですが、米国基準での開示も並行して求めることを提案しているというようなことを言われておりました。

これは補足でございます。

○安藤部会長 与えられた時間がもう過ぎておりますが、では最後、お一方ということで、岩原委員。

○岩原委員 時間がないところで、すみません。ごく簡単に申し上げます。

ここで議論されている皆様は上場企業のディスクロージャーについて考えて発言されていると思います。アメリカの場合は、SECが対象としているのは、そういう証券取引における開示に関する問題ですから、それで終わるわけなのですが、我が国について連結先行ということがここで書かれているということは、単体についても、それに準じてIFRSの方に将来は取れんしていくということをお考えになっていると思います。そうすると、日本の場合は、現在の金商法会計・会社法会計・税法会計三者の間のいわゆる三位一体の会計法制を前提にします

と、単体の会計についても金商法会計を I F R S に合わせて変えることになると、会社法の計算規定やそれから税法上の計算規定もそれにいわば合わせる形で変わっていくこととなります。そうすると、先ほど強制開示と任意開示で違うということが大分出ておりましたが、任意開示の方であれ I F R S の採用を認めると、企業が任意開示で I F R S の方を選択したときのために、会社法や税法もそれに合わせた受け皿を作っておくということが必要になるわけございまして、任意開示の時点でもその調整が必要であると。その点は十分配慮して進めて頂きたい、その点だけ申し上げておきます。

○安藤部会長 まだご意見がある方もあるかと思いますが、一応もう時間が5分過ぎております。ということで、一応ご意見を承るのはここまでにさせていただきます。

本日は主として国際会計基準につきまして、事務局で整理して頂いた論点メモを参考にご審議頂いてございますが、幾つか事務局でまとめて頂いたものがございまして、読ませて頂きます。

まず、E C の同等性評価の決定、米国 S E C によるロードマップ案の公表等の国際会計基準をめぐる世界の動きを踏まえると、我が国企業に対し、国際会計基準の使用を早期に認めていくことが必要であるとの意見が多かったかと思えます。

それから、その際、採用の条件、基準、範囲については、国際会計基準の設定プロセスに我が国の会計実務等の声をより反映させるために、戦略的な対応が必要であるというご意見、国際会計基準に基づいて適正な財務諸表を作成、監査が行われるよう、教育、訓練といった実務上の準備や体制整備を考慮する必要があるとのご意見などがございました。

それから、任意適用につきましては、上場企業にできるだけ広く任意適用を認めるべきとする意見、並行開示の負担をできるだけ少なくすべきといったご意見があったかと思えます。

また、国際会計基準の強制適用につきましては、世界の中で、我が国の戦略をもって我が国の今後の会計についてビジョンを示すべきであるというご意見があり、そのような検討が円滑に行われるようロードマップを示すべきであるというご意見を賜りました。一方で、国際会計基準の内容、基準設定プロセスへの積極的関与、企業、監査人等実務界の対応準備の問題、米国の将来の動向の不透明さなど、さまざまな越えるべき課題をこうしたさまざまな課題や問題とあわせて検討すべきというご意見が出されました。

なお、我が国会計基準と国際会計基準のコンバージェンスについては引き続き重要な課題として進めていく必要があるという意見を賜ったと思えます。

以上のようなご議論を事務局で整理して頂いて、それをたたき台として当部会としてどう考

えるかを次の部会で審議して頂くということになります。

それでは、今後の審議の進め方につきまして、事務局からお願いいたします。

○三井企業開示課長 それでは、今、部会長からありました指示に従いまして、私どもとしてもたたき台をつくらせて頂きまして、次回のために準備してまいりたいと思います。

また、具体的な日程につきましては、事務局から改めてご連絡をさせていただきます。

○安藤部会長 ありがとうございます。次回以降の日程につきましては、事務局より改めてご連絡をさせていただきます。

それでは、これにて閉会します。ご多忙のところご参集頂きまして、ありがとうございました。

午後 4時08分 閉会